

姫路市暴力団排除条例

姫路市条例第 49 号

平成24年12月21日

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第6号に規定する暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して、社会全体として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、兵庫県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは市又は関係機関等に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

(市民、事業者等に対する支援等)

第6条 市は、市民及び事業者並びに関係機関等が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互に連携を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者並びに関係機関等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者に対し、暴力団の排除に関する広報及び啓発活動を積極的に行うものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利用することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における暴力団の排除)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定する指定管理者をいう。）は、市が設置し、又は管理する公の施設の利用が、暴力団を利用することとなると認めるとき

は、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。

（祭礼等からの暴力団の排除）

第 9 条 市は、祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事を市が主催し、共催し、若しくは後援し、又は当該行事に関して補助金等を交付する場合は、当該行事により暴力団を利用することとならないよう、当該行事の運営に暴力団又は暴力団員を関与させない等の必要な措置を講ずるとともに、当該行事が行われることとなる場所において暴力団員に露店等を出店させないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

（青少年を守るための取組）

第 10 条 市、市民及び事業者は、兵庫県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発活動に取り組むものとする。

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第 11 条 市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等暴力団の威力を利用してはならない。

（利益の供与の禁止）

第 12 条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。